

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日が休日には、その日に連続して)
鳥取県告示第二百三十三号

告

示

鳥取県告示第二百三十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十一年三月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

(一) 解除に係る保安林の所在場所

西伯郡大山町福尾字下河原五七三の二、五七三の三、五七九の二、五七九の三、字坂ノ下五八七の二、五八九の二、五九六

(二) 保安林として指定された目的

風害の防備

(三) 解除の理由

指定理由の消滅

(一) 解除に係る保安林の所在場所

西伯郡大山町国信字白川二〇四の一、二〇四の二、二〇六、字下河原一八二、一九七の二

(二) 保安林として指定された目的

潮害の防備

(三) 解除の理由

指定理由の消滅

◇教委規則

鳥取県教育委員会傍聴規則

◇教委告示

鳥取県教育委員会会議規則の一部を改正する規則
鳥取県教育委員会傍聴人規則の廃止

(一) 解除に係る保安林の所在場所

西伯郡大山町末吉字大塚四四五の三、四四六の一、四四八の三

(二) 保安林として指定された目的

魚つき

(三) 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第二百十四号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十一年三月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡用瀬町大字川中字奥山谷八五六(次の図に示す部分に限る。)、智頭町大字惣地字籠山(国有林。次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

無線施設用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び岩美町役場及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第二百十五号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十一年三月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字唐川字唐川谷二〇四の一、二〇四の一〇、字鎌子ケ弦二〇六、字菖蒲谷二〇七、大字外邑字大澤八四六の一、字祖父ケイ後八四七の一、字椎谷頭八四八の二から八四八の六まで(以上一筆について、次の図に示す部分に限る。)、大字唐川字唐川谷二〇四の二

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第二百十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員が退任し、又は就任した旨の届出があつたので、同法同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十一年三月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三

項において準用する同法第八条第六項の規定により、次とおり告示する。

昭和五十一年三月二十六日

昭和五十一年三月二十七日から三十日間

鳥取県知事 平 鴻 三

智頭町役場

三 縦覧に供する場所

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

昭和五十一年三月二十七日から三十日間

三 縦覧に供する場所

土地改良事業計画書及び条例の写し

鳥取県告示第二百十九号

昭和五十一年十二月二十九日付けで智頭町から申請のあつた土地改良（河津原地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年三月二十六日

鳥取県知事 平 鴻 三

鳥取県告示第二百十八号

昭和五十年十二月二十九日付けで智頭町から申請のあつた土地改良（市瀬地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年三月二十六日

鳥取県知事 平 鴻 三

四 異議の申出

一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十一年三月二十七日から三十日間

三 縦覧に供する場所

智頭町役場

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百二十号

昭和五十一年一月十七日付けで郡家町から申請のあつた土地改良（花原地区ほ場整備）事業計画の変更については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第七項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年三月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更許画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十一年三月二十七日から三十日間

三 縦覧に供する場所

郡家町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百二十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第一百十三条の一第一項の規定に基づき、溝口町から次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同法同条第一項の規定により告示する。

昭和五十一年三月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

土地改良事業の名称 工事完了年月日

昭和五十一年二月六日付けで溝口町から申請のあつた土地改良（畠池地区ほ場整備）事業計画の変更については、審査した結果適當と認めたので、

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第七項において準用する同法第八条第六項の

規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年三月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更許画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十一年三月二十七日から三十日間

三 縦覧に供する場所

溝口町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百二十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第一百十三条の一第一項の規定に基づき、溝口町から次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同法同条第一項の規定により告示する。

昭和五十一年三月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

土地改良事業の名称 工事完了年月日

二部地区農業用排水事業

昭和五十一年二月十七日

鳥取県告示第二百二十三号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）の一部を次のように改正し、昭和五十一年四月一日から施行する。

昭和五十一年三月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

第二号の表の株式会社鳥取銀行の県庁前支店の項中

鳥取県立博物館

に改める。

鳥取県立博物館
鳥取県立養護学校

鳥取県告示第二百二十四号

次のことおり収入証紙の小売のさばき人の廃止があつたので告示する。

昭和五十一年三月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

廢止年月日	住 所	氏 名
昭和五十一年三月十九日	西伯郡会見町市山三七二	賀野農業協同組合長
	八頭郡用瀬町大字樟原三一〇	社農業協同組合長
	八頭郡用瀬町大字鷹狩二二一	大村農業協同組合長
	八頭郡智頭町郷原	山形農業協同組合長
	八頭郡智頭町新見二二八	富沢農業協同組合長

八頭郡智頭町埴原	八頭郡智頭町大背一九の五	那岐農業協同組合長
米子市彦名町二八二三	米子市大崎一八五	彦名農業協同組合長
米子市大篠津町一五一	米子市大篠津町一八五	崎津農業協同組合長
米子市富益町六七一の一	米子市石井三三二	富益農業協同組合長
米子市和田町一七二二	米子市榎原一四七の一	和田農業協同組合長
米子市夜見町二一八五	米子市八幡六九二の一	尚徳農業協同組合長
米子市八幡六九二の一	米子市蚊屋二八四の五	五千石農業協同組合長
米子市上新印二三九の一	米子市市上新印二三九の一	夜見農業協同組合長
米子市角盤町二丁目六	米子市上福原九九八	成実農業協同組合長
西伯郡伯仙町福万三七四の一	西伯郡伯仙町福万三七四の一	高福生農業協同組合長
西伯郡伯仙町福万一七一	西伯郡伯仙町福万一七一	觀音寺農業協同組合長
西伯郡大山町国信五四九の一	西伯郡大山町国信五四九の一	春日農業協同組合長
西伯郡中山町下甲二九〇	西伯郡中山町下甲二九〇	米子農業協同組合長
		県農業協同組合長
		福生農業協同組合長
		觀音寺農業協同組合長
		県新生農業協同組合長
		石州府農業協同組合長
		高麗農業協同組合長
		所子農業協同組合長
		下中山農業協同組合長

鳥取県告示第二百二十五号

鳥取県収入証紙条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第九号)第五条第三項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人を次のとおり指定したので、同条例同条第四項の規定により告示する。

昭和五十一年三月二十六日

鳥取県知事 平林鴻三

指定年月日	指定番号	住 所	姓 名	売りさばき場所
昭和五十一年三月十九日	三八一	西伯郡会見町天万 九三七番地の一	会見町農業協同組合 組合長理事 仲田 茂	本所 支所 住所と同じ。
昭和五十一年三月十九日	三八二	八頭郡用瀬町大字 用瀬四九〇番地の一	用瀬町農業協同組合 協合長理事 横谷美賀之助	本所 支所 住所と同じ。
昭和五十一年三月十九日	三八三	米子市東福原三六 番地	八頭郡支所 社員三一〇番地 大村支所 鷹狩二二番地 大字	米子市東福原三六 番地
昭和五十一年三月十九日	三八三	米子市農業協同組合 組合長理事 齊木 幸福	別府支所 八頭郡支所 別府一八八番地 大字	米子市農業協同組合 組合長理事 齊木 幸福
昭和五十一年三月十九日	三八三	米子市中央支所 六番地 盤町二丁	八頭郡支所 一八八番地 大字	米子市中央支所 六番地 盤町二丁

春日支所 九番地の一 新印二三	尚徳支所 五百石支所 米子市八幡六九二 番地の一	夜見支所 五五番地 米子市夜見町二一 番地	和田支所 二二番地 米子市和田町一七 番地	大篠津支所 一五番地 米子市大篠津町一 番地	崎津支所 二三番地 米子市彦名町二八 番地	車尾支所 米子市車尾五〇九 番地の一
-----------------------	-----------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	---------------------------------	--------------------------------	--------------------------

昭和五十一年三八四

米子市福万三七四
番地の一伯仙農業協同組合
組合長理事

住所と同じ。

昭和五十一年三月十九日

西伯郡大山町国信
五四九番地の一大山町農業協同組合
組合長理事

松波 実

昭和五十一年三月二十六日
公職選挙法（昭和二十五年法律第二百号）第一百六十二条第一項第三号に規定する施設の指定を解除した旨関金町選挙管理委員会から報告があつたので、次のとおり告示する。

昭和五十一年三月十九日	三八五	西伯郡大山町国信 五四九番地の一	大山町農業協同組合 組合長理事	松波 実
三月十九日	三八五	西伯郡大山町国信 五四九番地の一	大山町農業協同組合 組合長理事	松波 実

昭和五十一年三月二十六日	鳥取県選挙管理委員会告示第十一号	施設の名称	所 在 地
山 口 公 民 館	東伯郡関金町大字山口	明高へき地保育所	東伯郡関金町大字明高九〇三番地一
山 口 公 民 館	東伯郡関金町大字山口	明高へき地保育所	東伯郡関金町大字明高九〇三番地一

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第十一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第二百号）第一百六十二条第一項第三号に規定する施設を次のとおり指定した旨関金町選挙管理委員会から報告があつたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和五十一年三月二十六日

昭和四十一年十二月鳥取県選挙管理委員会告示第二十七号（不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定について）の一部を次のように改正する。

昭和五十一年三月二十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

「倉吉市立八幡寮 倉吉市余戸谷町三二九〇」を「倉吉市立八幡寮
鳥取県立中部特別養護老人ホーム 倉吉市巖城字三通田九二〇」に改める。

施設の名称 所 在 地

関金町山村開発センター 東伯郡関金町大字大鳥居一九一番地一

護老人ホーム 倉吉市巖城字三通田九二〇

に改める。

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

「倉吉市立八幡寮 倉吉市余戸谷町三二九〇」を「倉吉市立八幡寮
鳥取県立中部特別養

教育委員会規則

鳥取県教育委員会傍聴規則をここに公布する。

昭和五十一年三月二十六日

鳥取県教育委員長 藤間忠顕

鳥取県教育委員会規則第四号

鳥取県教育委員会傍聴規則

(目的)

第一条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第二百六十二号）第十五条の規定に基づき、教育委員会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(傍聴の手続等)

第二条 会議を傍聴する者（以下「傍聴人」という。）は、あらかじめ傍聴人受付簿にその住所、氏名及び年齢を記入し、係員の指示に従つて、傍聴席に着席しなければならない。

(傍聴することができない者)

第三条 次の各号の一に該当する者は、会議を傍聴することができない。

- 一 精神に異常があると認められる者
- 二 酒気を帶びていると認められる者

三 銃器その他危険な物又は会議の妨害となるおそれのある物を携帯している者

四 その他委員長において傍聴を不適当と認める者

(傍聴人の数の制限)

第四条 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、傍聴人の数を制限することができる。

(遵守事項)

第五条 傍聴人は、会議の傍聴中は、次に掲げる事項を守らなければならない。

一 飲食をしないこと。

二 会議における言論に対し賛否を表明し、又は拍手をしないこと。

三 静粛にし、会議の妨害となるような行為をしないこと。

四 他人に迷惑をかけ、又は不体裁な行為をしないこと。

五 その他係員の指示に従うこと。

(退場)

第六条 傍聴人は、会議を秘密会とする旨の議決があつたとき、又は委員長が会議の閉会を宣告したときは、直ちに退場しなければならない。

(退場の命令)

第七条 委員長は、傍聴人がこの規則の規定に違反したときは、その者に退場を命ずることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県教育委員会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十一年三月二十六日

鳥取県教育委員会委員長 藤間忠顕

鳥取県教育委員会規則第五号

鳥取県教育委員会会議規則の一部を改正する規則

鳥取県教育委員会会議規則（昭和三十一年九月鳥取県教育委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の二項を加える。

4 会議は、その議決により秘密会とすることができる。

第三条中「会議は」の下に「、前条第四項の規定により秘密会としたときは除き」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第六号

鳥取県教育委員会傍聴人規則（昭和二十三年十一月鳥取県教育委員会告示第二号）は、昭和五十一年三月二十五日限り廃止する。

昭和五十一年三月二十六日

鳥取県教育委員会委員長 藤間忠顕

鳥取県公報の購読の申込みについて

鳥取県公報を現在購読し、4月以降も引き続き購読される方及び新規に4月から購読を希望される方は、裏面の鳥取県公報購読申込書に購読期間分の料金（1部1箇月800円。郵送料を含む。）を添えて3月31日までに鳥取市東町1丁目220番地鳥取県総務部広報文書課へ申込みをしてください。

なお、官公署が購読を申し込まれる場合は、その料金は、4月以降に県が発行する納入通知書により、納めることもできます。

鳥取県公報購読申込書

昭和 年 月 から 昭和 年 月 まで、鳥取県公報を

年 月 まで、鳥取県公報を

部 購

読したいので、購読料金 円を添えて申し込みます。

昭和 年 月 日

住所

氏名

(団体の場合
及び代表者名、
団体名)

鳥取県知事 平林鴻三殿

